

## ＜利用時間＞

午前 9:00～12:00

午後 13:00～17:00

＜営業日＞ 月曜日～金曜日

※祝日および12月29日～1月3日を除く

## ＜利用対象者＞

熊本市内にお住まいの障がい・難病のある方

または関係者の方



## ＜費用＞

相談のみの場合は不要です。

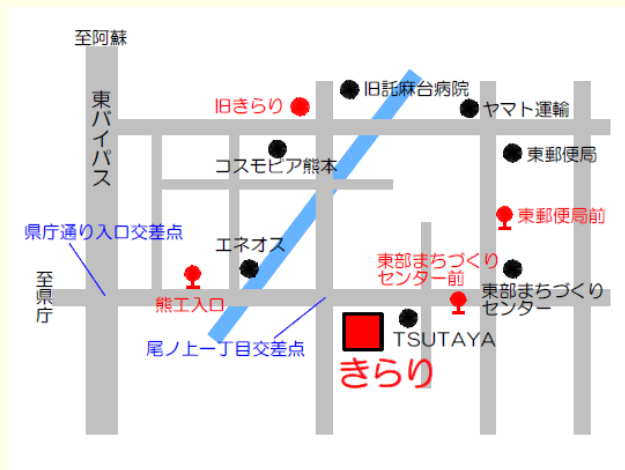
## ＜相談方法＞

来所相談・訪問による相談・電話相談等

※来所される際は、必ず事前に予約をお願いします。

## ＜相談員＞

相談支援専門員（主任・現任研修了者含）、  
介護福祉士や強度行動障害支援加算研修、  
要医療児者支援加算研修、  
精神障害者支援体制加算研修修了者等  
の資格保有者をご相談に応じます。



〒862-0911

熊本市東区健軍1丁目27番3号

TEL 096(237)7563

FAX 096(237)7516

＜基幹＞障がい者支援センターきらり 併設

事務所に駐車スペースをご用意しています

産交バス「熊工入口」から徒歩約3分

産交バス「東部まちづくりセンター前」

から徒歩約2分



社会福祉法人  
熊本市社会福祉事業団  
笑顔のある暮らし、支えます。

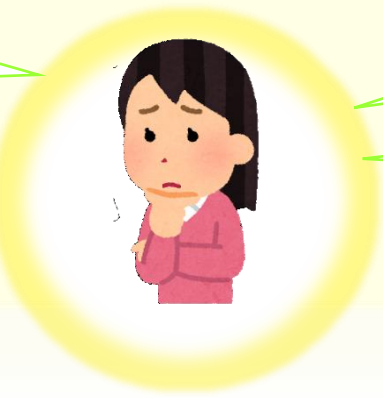


地域で自分らしく暮らすあなた  
を支えます



障がいがあるけど  
今後の生活が不安で...

相談窓口がいっぱいあってどこに何を  
相談して良いかわからない...



家に一人での不安...一緒に趣味や仕事のできる仲間が欲しい

子どもに障がいがあるとされたけどどうしたら...



### 「指定相談支援事業所とは？」

市町村の指定を受けた相談支援事業所の中で、障害福祉サービスの利用申請前の相談や申請をする  
ときの支援等を行います。  
指定相談支援事業所には、  
利用者の地域移行や地域定着の支援を行う「一般相談支援事業所」  
障害福祉サービスのプランを作成する「特定相談支援事業所」  
障害児通所支援のプランを作成する「障害児相談支援事業所」  
の3つがあります。

### 障がい者相談支援センターきらりは

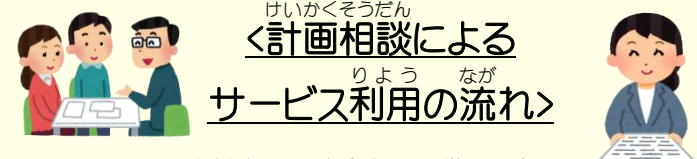
- ① サービス等利用計画についての相談および作成などの支援を行います。
- ② 障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント（サービス利用計画作成）により支援を行います。



### 「利用可能なサービスって？」

障がい福祉サービス 例えば...  
居宅介護支援、ショートステイ(短期入所)、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、重度障害者等  
包括支援、施設入所支援、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)  
自立生活援助、グループホーム(共同生活援助)、就労定着支援 など

子どもさんへのサービス 例えば...  
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 など



- ① ご本人やご家族へお話を聞かせていただきながら、アセスメントを行います。
- ② アセスメントをもとに、生活の支援に必要なサービス等利用計画案(プランニング)を作成します。
- ③ 市区町村にサービス等利用計画案を提出します。
- ④ 市区町村から支給の決定を受けます。  
※サービス内容の変更・不支給決定の場合もあります。
- ⑤ サービス担当者会議で話し合います。
- ⑥ サービス等利用計画を作成し、市区町村に提出します。
- ⑦ サービス利用開始となります
- ⑧ モニタリングによる継続支援を行います